

&lt;川越市&gt;

急 展 開

## 新井喜一元川越市議による「セクハラ疑惑」と 川合市政の異様な対応！

去る9月14日、川越市議会元市議の新井喜一氏によるセクハラ・パワハラ被害を市と市議会に訴え、記者会見を行った川越市役所議会事務局の女性職員。

「ベテラン市議」による女性職員に対するセクハラということでマスコミ各社はこれを大きく取り上げた。訴えた女性が議会事務局職員であっただけに、新井氏は、議会運営に支障をきたすとの理由で、「長年続けてきた議員生活をいったん休ませていただくことにしました。」と、10月12日付けで市議を辞職した。

川越市議会の小野澤康弘議長・山木綾子副議長は、新井氏に1度も事実確認することなく、まるで既定路線であるかのように、9月28日に、「市議会議員によるハラスメントの事実調査及び職場環境改善に係る第三者委員会」を設置した。

新井氏の辞職から3日後の10月15日、事態は新たな局面を迎えた。

被害を訴える市議会事務局市職員女性が代理人・吉廣慶子弁護士、同・坂下裕一弁護士を通じて10月18日に再び記者会見を行うと報道機関各位に向けて通知したのである。

その表題は「元市議によるセクハラ録音データ、第三者委員会に証拠提出、公開へ」となっている。

報道機関 各位 平成30年10月15日

弁護士 吉 廣 慶 子 (問合せ)  
事務所 048-990-0891  
携帯 090-9979-6996  
弁護士 坂 下 裕 一  
事務所 048-966-7770  
携帯 090-8080-7955

**元市議によるセクハラ録音データ、  
第三者委員会に証拠提出、公開へ**

先月、新井喜一元川越市議による度重なる恣意な言動に耐えかね、同市の女性職員が、同市議に対して謝罪を求めた文書を送付しました。しかし同市議は、女性に対して謝罪どころか、セクハラの実態を完全否定し、「証拠もないのに虚偽のセクハラ被害を申告・公表された」と、まるで自分が被害者であるかのような言い分を女性側に送り付けてきました。そのうえで、市議会・報道機関に対しては事実関係を否定した上で、「自分がいると議論に迷惑をかける」として強硬の態度を押し、もって苦難の出来を認めるつもりです。

女性に当初、事実を極めて謝罪してくれれば、録音データ（セクハラ被害を受けた際の録音）を公表することはないと考えていました。それにも関わらず、新井市議がなした前記のような全面否定の態度、及び一連の対応に対し、女性には思いやりのない怒りを覚えております。

こうした事態を受け、女性らは、川越市議会が本件に関与した「第三者委員会」に、録音データを証拠提出するとともに、これを公表することを強く求めました。

つきましては、下記の通り、記者会見を行いますので、ご参加下さい。

日 時 10月18日14時30分～  
会 場 埼玉県庁第1庁舎 記者会見室

なお、記者会見には、当事者である女性も参加致します。(写真撮影、名前の公表はお控えください)

&lt;クリックで拡大&gt;

## 新井氏の回答書には「存在しない文言」が記載された通知書の怪

同書面にはご覧の通り、表題部分にリボン型の装飾枠があしらわれ、記者会見の華やかさを誇っているかのようだ。ふつう、弁護士が記者会見をするときの通知のファックスは事務連絡的なもので、運動的色彩の強い裁判のような場合は別として、地味で簡単なメモのようなものだという。

それがこのような華やかな体裁にしてあるのは、被害を訴える議会事務局職員女性と代理人弁護士らに強い意気込みがあるからなのだろう。

それはともかく、本紙がまず注目したのは、同書面本文中に「」カッコ付きで記載された新井氏の主張についてである。

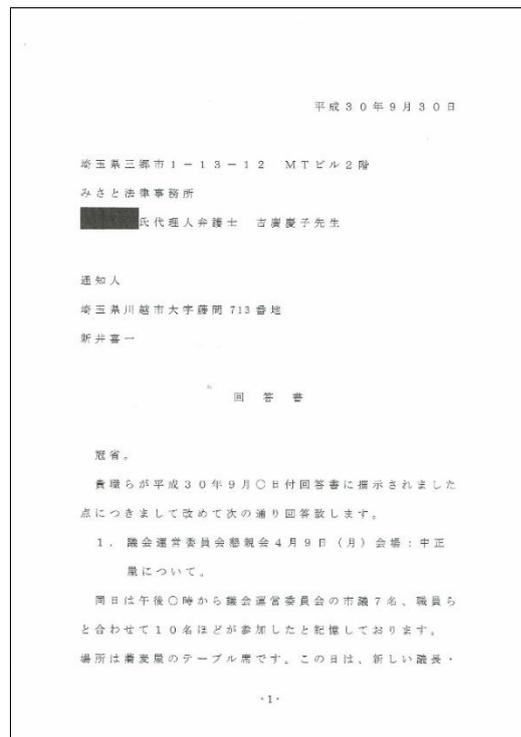
同書面には「証拠もないのに虚偽のセクハラ被害を申告、公表された」との記載があり、そのままの文言が新井氏の回答書に書かれているかの印象を与える。

現代国語の基本としてはもちろんのこと、報道記事や公文書、法律家が起案する紛争に関わる書面、一般的な著作物での引用に至るまで、「」カッコ付きの表記は、相手方の書面の内容をそのまま引用するとき用いられる。

第三者に対して、自分の言い分と相手の言い分を正しく区別し、相手の引用を正確に行っていることを示すためである。正確な引用ではない文言に「」カッコを付けることはしない。正確な引用ではないのに「」カッコ付きにして書くと、これを読んだ人が正しい引用だと誤解してしまうからだ。この点、法律家は特に注意するものだ。

ところが、10月17日の午後、新井氏の代理人・清水勉弁護士によって、新井氏が9月30日付けで被害を訴える議会事務局職員女性の代理人弁護士に郵送していた「回答書」の全文が公表されたことで、議会事務局職員女性の代理人弁護士が記者クラブに送った記者会見案内文に書かれている「証拠もないのに虚偽のセクハラ被害を申告・公表された」という文言が、新井氏の「回答書」にないことが明らかとなったのである。

「回答書」は、議会事務局職員女性の代理人弁護士が新井氏にセクハラやパワハラがあったとする具体的な事実の指摘について、新井氏が個別に丁寧に当時の実情を説明し、セクハラやパワハラに当たることはしていないと弁明したものだ。決して開き直りなどではない。



<クリックで拡大>

こうなると、被害を訴える議会事務局職員女性や代理人弁護士らの対応の異様さが一気に鮮明になってくる。弁護士が新井氏の「回答書」を無視して、新井氏が「回答書」に書いていないことを書き、報道機関に送り付けていた。

書いてないことを書くのであるから、決してミスなどではない。新井氏の「回答書」が未公表の状況下で、このような文書をマスコミに向けて発信することは、マスコミや世間を欺く悪質な誤導であり、弁護士としての倫理規定上も看過できない問題であるはずだ。

新井氏の代理人・清水勉弁護士が、新井氏の「回答書」を急遽17日に、記者クラブに送信した理由も、これらによる重大な誤解を避けるためだろう。

## 「女性側に送り付けた」?

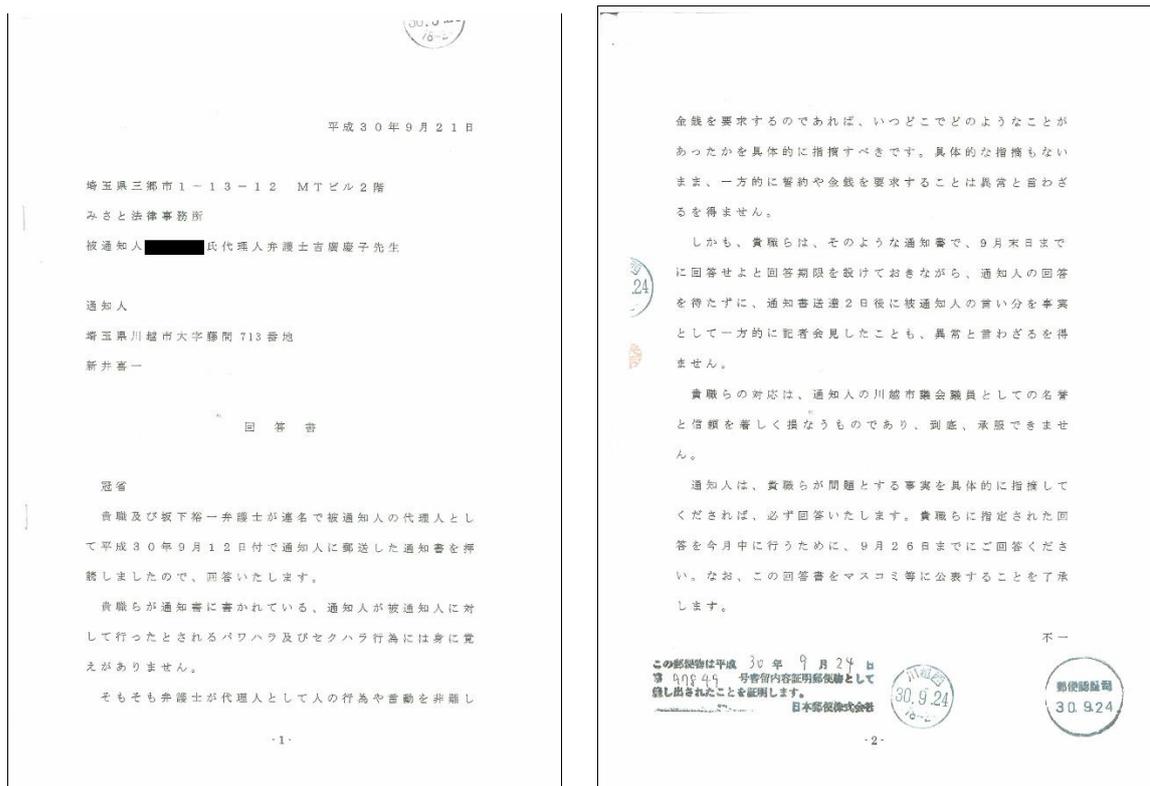
「報道機関 各位」とした女性側弁護士らの書面には、ほかにも異様な点がある。同文中には前述の新井氏の主張とする引用表記に続けて「と、まるで自分が被害者であるかのような言い分を女性側に送り付けてきました。」との記載がある。

事情を知らない人がこれを読めば「新井ってのはひどいな！」と早計に思い込むだろうが、事実はまったく違う。

本紙は新井氏から、女性側弁護士からの一連の通知書を手に入れた。

その最初の通知書で、「貴殿は、通知人の赴任後、ことあるごとに通知人に対し、卑猥な言葉を投げかけ、また視察旅行や酒席への同行、同席をたびたび強要し、また酒席に同席すれば飲酒を強要し、時に通知人の太腿を撫でる等の行為にまで及んでおります。」と一方的に断定し、謝罪と慰謝料 100 万円を要求し、当該弁護士らは女性の代理人となったから連絡の一切は弁護士宛てにするよう新井氏に通知したうえ、9 月末日までに回答するよう要求している。

新井氏は、女性側弁護士が書いている問題行動に思い当たることがなかったことから、「問題とする事実を具体的に指摘していただければ、必ず回答いたします。」と書いた回答書を送った。それが以下の書面だ。



<クリックで拡大>

新井氏ができるだけ誠実に対応しようとしている文面に読めないだろうか。この回答書に怒りを新たにした議会事務局職員女性と代理人弁護士らは、2 回目の通知を「回答書」と題して新井氏に送ってきた。

本来はこれら女性側代理人による書面もここに公開すれば、新井氏の誠実な対応がよくわかるはずだが、先方の書面であるためこちらの判断だけで公表することはやめておく。公表したことについてどんな揚げ足取りをするかも未知数だからだ。

さて、女性側弁護士らからの2回目の通知書（表題は「回答書」）は、新井氏から被害を受けたと主張するセクハラの日時、状況の具体的な指摘が数件表記されていた（しかもこれがすべてではない旨の注釈まで付いて）。

本紙がここに公開する新井氏の「回答書」は、女性弁護士が示した具体的な記載に対して一つずつ説明をしている内容だ。

たとえば、新井氏の自宅での懇親会（平成30年5月14日）の様子について、新井氏はどのような位置に座っていたかまで詳細を説明している。

ところが、女性側弁護士らの指摘では、読みようによっては新井氏が被害を訴える議会事務局職員女性を隣に座らせていたかの印象さえ付与しかねない、あえて状況説明の詳細を省略しているかのような記載になっている。

新幹線車内での指摘も同様で、本紙も新井氏の回答書を読むまでは、あたかも新井氏の隣席に被害を訴える議会事務局職員女性が座っていたかのようなイメージを抱いていた。しかし、新井氏の「回答書」を読んで、なるほど市議らと市議らを世話する職員らが同じ席に並んで座ることはないことに気づかされると、セクハラの実事認定以前の問題としての先入観はガラリと変わる。

弁護士が、自ら相手に要求した回答書の内容が気に入らないからと言って、内情を知らない不特定多数に対して「送り付けてきた」などと表現すること自体、法律家として、かなり重大な問題行動だ。

念のために申し上げておくが（特に本稿を読まれていると予想される女性側弁護士らに対して）、本紙は「だからセクハラがなかった」と断定しているのではない。

事実認定は第三者委員会の調査、あるいは司法判断に委ねられることになる。

問題なのは、被害を訴える議会事務局職員女性と代理人弁護士らの前述のような対応が、非公表だった新井氏の「回答書」と比較するとき、首をかしげざるを得ないものだという点だ。

本紙既報の通り、女性側は弁護士らを通じて9月末までの回答を新井氏に要求しながら、新井氏の回答を待つことなく、新井氏が弁護士に相談する余裕などない、通知書を送ったわずか2日後に一方的に記者会見を行ったのである。新井氏に対等な弁解の機会を与えないという方針が鮮明なのである。法律家としての公正さを欠く、異常な対応と言わざるを得ない。

女性側に絶対的な正義があるのであれば、新井氏が自ら回答するか弁護士に相談して回答するか、どちらでもさせた上で、記者会見を開いて、そこで新井氏を堂々と非難すればよい。新井氏に弁明の機会を与える前に（しかも数日さえも待たずに）弁護士が一方的に新井氏を断罪するのは、どう考えても合理性に欠ける。

それとも女性弁護士らには、通常の手順を待ってられないような特殊な事情でもあったのだろうか？

マスコミ各社も、新井氏の「回答書」を読めば、そこに存在しない文言を「」カッコ付きで「引用」であるかに粉飾した女性側弁護士のプレスリリースに疑問を抱くはずである。

## 第三者委員会が「知らなかった」18日記者会見

本紙が掴んだ衝撃的な事実をお知らせしよう。

被害を訴える議会事務局職員女性側が証拠の録音を公開するとした第2回記者会見について、市が設置してすでに調査に着手しているはずの第三者委員会が「**知らなかった**」というのである。これは新井氏側への取材で判明した。

新井氏代理人・清水勉弁護士が、第三者委員会の大森三紀子弁護士に事情聴取の日程調整のために連絡したところ、大森弁護士自身が、議会事務局職員女性側による18日の記者会見予定を「**知らなかった**」というのである。

### ここで大きな疑問が生じる。

第三者委員会は議会で承認された市の業務だ。一方の当事者の勝手な記者会見が、世間に予断と偏見を抱かせ、第三者委員会の業務遂行や結論に悪影響を及ぼしかねないことを、女性も女性側弁護士もわかっているはずだ。記者会見をするにしても、第三者委員会に前もって通告して、第三者委員会の業務遂行に支障が及ばないよう配慮して当然だろう。

議会事務局の一職員である女性が、議会事務局の上司に相談せず、市の設置した公共事業でもある第三者委員会に事前通告もせず、マスコミに証拠の録音を公表するなどというセンセーショナルなことを勝手にできてしまうことが異常なのだ。

女性と女性側弁護士が勝手に記者会見をぶち上げることができるのは、第三者委員会に配慮しなくてよいというお墨付きを与えてくれる「**地位ある立場**」の意志が介在するからとしか考えられない。

## 問題はこれに留まらない。

さらに驚くべきことに、本紙が得た情報では、記者会見を行うとした10月18日は、当の女性が第三者委員会から調査のための事情聴取を受ける同日だったのである。そして、その日に女性と女性側弁護士らは記者会見を開き、そこで、「**録音データ・・・を公表すること**」にしたとある。

事情聴取後の記者会見。それ自体はマスコミが求めることでもあるから、応じるのはよいとしても、録音データの公表については大いなる疑問があるのだ。

というのも新井氏は、9月30日付回答書で、「音声または全文の反訳等を頂ければ、再度確認の上、不正確な点について改めて説明、回答致します」と書いた。女性側弁護士としては、新井氏を追い詰め、ちゃんと謝罪させるために、新井氏の要求に直ちに応じるべきだ。

ところが、女性側弁護士は音声データも反訳も新井氏に送ってきていないという。全くの無視だ。パワハラ、セクハラに加害者だと名指しされた本人の要望を無視して、マスコミには頼まれてもいないのに公表すると一方的に宣言する。新井氏としては女性側弁護士らのこのような態度をどう受け止めればよいのか。強い不信感を抱かざるを得ないのではないだろうか。

## それだけではない。

第三者委員会は、女性と女性側弁護士がこの日、記者会見をすることを知らされてなかったくらいだから、記者会見のときに録音データが公表されることも知らないだろう。額面通りに受け取れば、女性と女性側弁護士らは、第三者委員会の意向さえ無視して録音の公表を決めていることになる。第三者委員会の運用への配慮は全くないのだ。いかにセクハラ被害を訴える権利があるにせよ、制度上は一市職員である女性が市の要綱によって配置された第三者委員会の存在を無視して、このようなことをするのはあまりにも異常だ。

繰り返すが、このようなことができるのは、第三者委員会に配慮しないで勝手にやってよいとするお墨付きを与えてくれる「**地位ある立場**」の者の後ろ盾があるからではないのか？

## 公開するという「録音」による立証可能性の問題

もう一点、本紙が注目するのは女性側が10月18日に公開するという、証拠の録音である。

本紙では、川合善明市長を官製談合の疑いで刑事告発し記者会見を行ったことで、市長から名誉毀損で訴えられている映画監督・GEN TAKAHASHI（高橋玄）氏に話を聞いた。

同氏は、映画製作・監督という職業上、音声解析と編集技術に精通している。

高橋氏：

こういう場合、録音をどういう状態で公開するのが最大のポイントです。記者会見において、録音に使用した ICレコーダーなどの現物を再生するならば一定の証明にはなります。

しかし、録音内容を CD や音声データファイルなどの、ほかのメディアに複製した場合、それがオリジナルであるという担保は成立しない。ICレコーダーであれば録音日時と実走時間のタイムコードが表示されるため、たとえば都合の良い部分だけを聞かせるということは出来ない。

今回、女性の弁護士は「録音データ」と書いていますね。

データであっても、オリジナルとして録音された現物以外のデータであれば、われわれ専門家が解析すれば、本当にそのままの録音が、編集しているかは簡単に解かります。悪いけど裁判所以上にこっちが優秀です。(笑)

なるほど、限られた時間だとの理由で記者会見において「抜粋」を聞かせるのであれば恣意的な印象操作も可能であろう。

だが高橋氏によれば問題はそれに留まらない。

高橋氏：

録音というと伝家の宝刀のように思われますが、映像ではない点にべつの問題が生じます。

たとえば新井さんが「おまえいい女だな」と言ったというのでセクハラだと女性側は主張しているようですが、その場所は行政視察の二次会となったカラオケ・スナックです。同行者など十数人に加えて店のホステスさんもいる酒席ですよ。

それにこの手のお店を打ち上げ会場に選んだのも、女性が属する職員側だとのことです。

そこで仮に明らかに新井さんの声で「おまえいい女だな」との発言が録音されていたとして、それをもって新井さんが被害を訴える女性に向けて発したものであるという証明にはなりません。映像ではありませんからね。もしかしたらホステスさんに言ったものかもしれないわけです。

だから録音を公開するのであれば、スイッチのオンからオフまでのすべてを公開しなければ意味がありません。もちろん、私もセクハラがあったかなかったか、その場になかったので、根拠もなく新井さんを擁護するつもりはありません。

だけど、この弁護士らのアクションはどうもおかしいですね。

専門家の高橋氏の見解だけによらず、新井氏の代理人・清水弁護士も女性側弁護士らに録音の抜粋を記者クラブに公表するようなことはしないように要望したという。

## 川合市長のブログ「真実をはっきりさせ社会に公表する必要がある」

### その通りだ!! 川合市長…やっと気が合ったね!

これまで川合市政の幾多の闇を報じてきた本紙だからこそ断言する。

新井氏に対するセクハラ・パワハラの抗議は、これは世に言うセクハラ・パワハラ事件とは、まるで違うものだという事を…。

川合善明氏のブログ「川合よしあき日記」には、本件一連についての短文が投稿されている。

同氏はブログの中で

「訴えた職員に対して二次被害になりうる事も配慮せずに、新井議員の側を擁護するような書込みをブログにした小林薫議員や、「何者かの策略だ。」と言わんばかりの文書を議会事務局に置いて行ったりウェブサイトのホームページに掲載している行政調査新聞のようなものを使う人物がいる以上、真実をはっきりさせ社会に公表する必要があるのです。」と書いている。

「二次被害」を危惧するならば、被害を訴える女性が、市の設置した第三者委員会を無視してまで実施するという記者会見第2弾を、川合氏の市長権限で保留にさせるべきではないのか？

だが「**真実をはっきりさせ社会に公表する必要がある**」との川合善明市長のコメントには本紙も大賛成だ。

今回の議長・小野澤氏の口添えによる川越市の寺院「中院」の私道舗装工事を市税で施工し、そのまま何年も寄附採納することなく放置している件や、名誉毀損裁判で紛争中の川合市長とカナイ消防機材の関係、住民訴訟になっている川合市長政権下での市道不正認定問題など、「真実をはっきりさせ社会に公表する」べき川越市の問題は、いくつもある。

まさか、このような言葉が川合善明市長から発信されるとは、夢にも思わなかった。市長、本紙ともなかなか気が合うじゃないか！